

H.21.9  
第58号

# マリアス ニュース

(海上保安庁総合保険)



作品名：「ネムちゃん」(ワモンアザラシの赤ちゃん)

撮影場所：「根室港内」

撮影者：「根室管理課」

## 平成21年の更新のご案内が始まりました!!

申込締切日(手続はお早めに!)

**9月25日(金)**

- 加入内容に変更がなければ申込書の提出は不要です。
- 各種注意事項は裏面に記載しておりますので、十分ご確認をお願いします。

# 海上保安庁

本庁秘書課  
大学・学校総務課  
管区本部厚生課

## ●主な変更ポイント

### ①パンフレットの現職者用、退職者用を統一しました

- ・退職後には加入できない保険制度や年齢による制限等がありますので、ご確認ください。
- ・退職者で、現在、傷害保険のみ加入されている方は、従来どおり傷害保険のみが掲載されています。

### ②団体傷害保険の「個人賠償保険」がオプション化されました

- ・傷害保険の「(個人)賠償責任保険」は従来は基本型に組み込まれていましたが、平成22年1月1日以降、オプション化(任意加入)されることになりました。
- ・複数の契約タイプに加入されている方は、個人賠償セットを代表的な契約タイプに一本化させた形でご継続用の加入申込票を作成させていただいております。(よって、この場合は従来より保険料がお安くなっております)

**個人賠償責任保険の補償内容について皆様のご意向どおりかどうか、必ず「平成22年マリアスパンフレット」をご参照いただき、ご確認をお願いいたします。**

## ●加入、更新に際しての留意事項

### ①新規加入、加入内容を変更する場合

- ・新規加入、加入内容を変更する場合は必ず**申込票の手続きとご提出が必要**です。
- ・また、**新規加入、増額に際しては健康状態の告知を正確に行ってください。**
- ・傷害保険は家族構成の変更(結婚、出産、こども就職など)があった場合、タイプ(個人型、夫婦型、家族型)の変更の必要がないか十分に確認し、必要な場合必ず申込書の手続き、ご提出をお願いします。**変更の申出をしない限り、加入申込票に打ち出された契約内容どおりでの自動継続となりますのでご注意ください。**

### ②加入内容に変更がない場合

- ・**申込書の手続き、提出は不要**です。
- ・申込書を提出されない場合、各種保険制度は同保障額で自動継続となりますが、年齢超過による脱退や減額、保険料の年齢による変更は自動的に適用されます。

### ③加入できる上限年齢について

- ・**グループ保険** : 昭和14年7月2日以後に生まれた方。(H22.1.1時点の保険年齢70歳6か月まで)
- ・**医療保障保険及び三大疾病保障保険** : 昭和15年7月2日以後に生まれた方。(H22.1.1時点の保険年齢が69歳6か月まで)
- ・**長期所得補償保険** : 現職(再任用者を除く)のうち、昭和26年1月1日以後に生まれた方。  
(平成22年1月1日現在において59歳以下)

## ●マリアスWEBサイトのご案内

マリアス保険制度を職員、家族及び退職者等に広くご案内するため、マリアスのパンフレット、海上保安協会への届出及び請求ガイド(団体傷害保険・長期所得補償保険を除く。)等を掲載しています。ぜひアクセスしてください!!

**【サイトのアクセス方法】** インターネット環境があればどこからでもアクセス可能

- ・海保庁のパソコン : 庁内イントラネットのリンクからアクセス
- ・自宅等のパソコン : 検索サイトの「海上保安庁総合保険(マリアス)」からアクセス又は  
<https://www.group-welfare.jp/CGI/marias/login/login.cgi>に接続 (パスワード: 19480512)

海上保安庁 健康安全標語

「無理するな！」かけ声だけでは、届かない!

海上保安庁装備技術部施設補給課 高橋 衛

